

連番	分類	質問	回答	回答日	備考
1	メニュー	テクノロジーを活用した業務効率化補助金のメニューについて教えてください。	次の3つのメニューとなります。 ・介護テクノロジー等の導入支援 ・介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 ・導入支援と一体的に行う業務改善支援	R7.6.23	R6補助金のメニューと同じだが、それぞれ考え方に変動があるため留意すること
2	メニュー	(連番1関連) 「介護テクノロジー等の導入支援」の具体的な内容について教えてください。	以下の2つの細項目があります。 ア 重点分野に該当する介護テクノロジー 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下、「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象 イ その他 アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等を対象	R7.6.23	回答における実施主体は「山梨県」を指す
3	メニュー	(連番1関連) 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」の具体的な内容について教えてください。	介護テクノロジーのうち、 ・「介護業務支援」に該当するテクノロジー ・そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー を併せて導入する場合を対象	R7.6.23	「介護業務支援」は重点分野の一つ
4	メニュー	(連番1関連) 「導入支援と一体的に行う業務改善支援」の具体的な内容について教えてください。	介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めるようにするため介護テクノロジーを導入する場合に、次の主体による業務改善支援を受けることによる対象費用について補助 ・コンサルティング会社等 ・介護生産性向上総合相談センター等	R7.6.23	県の介護生産性向上総合相談センターを活用する場合は、原則、費用が生じないため本補助金対象外を想定
5	メニュー	「介護テクノロジー等導入支援」と「パッケージ型導入支援」を同時に申請することは可能か。	可能です。 ただし、パッケージ型導入支援の要件でもある、「テクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合」が前提となりますので、それぞれ、全く別の目的を達成するための機器の場合は認められません。	R7.6.23	第1回県生産性向上推進セミナーQ&A
6	申請	過去に介護テクノロジー（介護ロボット・ICTを含む）を導入した施設において、今回の補助金を活用して機器等の導入をすることは可能か。	今年度から「1計画1回」又は「1事業所1回」の要件を撤廃するため、過去に補助金を活用して機器等を導入した施設等においても、本補助金の申請は可能です。	R7.6.23	第1回県生産性向上推進セミナーQ&A
7	申請	過去に補助金を活用して導入した機器の更新は可能か。	過去に補助金により導入した機器を更新することも可能です。 その場合、 ・新たな機器導入を伴うものであること ・以前導入した機器の継続使用を選択しない理由を示すこと を満たす必要があります。 また、補助金を活用して導入した介護ロボット等を更新する場合、使用年数によっては、「財産処分」に係る手続きを行う必要があり、場合によっては、補助金返還を要する場合もありますので、ご注意ください。	R7.6.23	第1回県生産性向上推進セミナーQ&Aを一部加筆 介護ソフトについては、連番25, 26を参照
8	申請	購入ではなく、リースやレンタルの場合も対象となるか。	リースやレンタルの場合も対象となります。	R7.7.11	
9	申請	昨年度に行った要望調査に回答していないが、協議・申請を行うことは可能か。	要望調査への回答の有無にかかわらず、申請可能です。 ただし、予算の範囲内において実施するものであるため、予算を超過した場合の交付決定順に影響が生じる場合がありますので、あらかじめご注意ください。	R7.5.12	機器等・展示体験会質疑応答
10	交付決定	過去に補助金申請を行った施設等も初めて申請する施設等と同じ基準で交付決定されますか。	県内事業所への導入率を増やすことを目的としているため、予算が超過した場合は、新たに導入する施設を優先的に交付決定しますので、補助金を受けられない場合があります。	R7.6.23	第1回県生産性向上推進セミナーQ&Aの一部追加
11	交付決定	「重点分野に該当する介護テクノロジー」のA・Iで交付決定の優先度に差はありますか。	補助メニューの違いで優先度の差は生じません。	R7.7.11	
12	交付決定	補助対象施設により、認められる機器等に制限はありますか。	サービス種別による制限はありませんが、実際に利用する場面を勘案の上、交付決定を行います。	R7.7.11	
13	テクノロジー導入支援	「重点分野に該当する介護テクノロジー」について複数の機種を申請することは可能ですか。	①同一目的（重点分野の同分野）のために複数の機種を申請することは不可 ②別の目的（重点分野の別分野、その他）のために複数の機種を申請することは可能。ただし、次の点に留意。 ・最大2機種まで ・目的ごとに業務改善計画書を提出すること ・予算超過の場合は、多くの施設への導入する点から、複数申請のあったうち1つだけ交付決定をする場合もある	R7.6.23	第1回県生産性向上推進セミナーQ&Aを一部改変

連番	分類	質問	回答	回答日	備考
14	テクノロジー導入支援	機器の導入台数の上限は設けているか。	特に設けておりませんが、例えば、特養等施設系事業所において、床数を超えるような機器を導入することは認めません。 また、導入台数が施設規模と比して過剰と判断される場合も、交付決定に際して、導入台数を削って認める場合もあります。	R7.6.23	第1回県生産性向上推進セミナーQ&A
15	パッケージ型	「パッケージ型導入支援」を申請する場合、「介護業務支援」に該当するテクノロジーは必ずTAISに登録されているものでないといけないか。	TAISに登録されている機器であれば対象となりますが、登録されていない機器であっても、＜介護ソフトの要件＞を満たしていれば、パッケージ型導入支援の対象として取り扱うこととします。	R7.6.23	「介護業務支援」分野のTAIS登録が限定的なため幅広に利用を促進する目的で対応 ＜介護ソフトの要件＞は別紙参照
16	パッケージ型	「パッケージ型導入支援」では、介護ロボットとICTを組み合わせて導入しなければならないのか。	必ずしも介護ロボットとICTの組み合わせでなければならないということではありません。	R7.7.11	「介護ロボット」「ICT」の補助金上の区分はなくなり、R7から「介護テクノロジー」に一本化
17	パッケージ型	「パッケージ型導入支援」について「介護業務支援」+その他の重点項目が、双方同時に双方新規導入であることが条件か。	「パッケージ型導入支援」では連動する双方が新規導入であることが要件です。 なお、介護業務支援分野に該当する機器と連携するテクノロジーについては、その他の重点分野に留まらず、同じ分野や「イその他」でも構いません。	R7.7.11	
18	パッケージ型	見守り機器が既に導入済みで、今回介護業務支援の新規導入と併せて見守りとの連携を検討している場合は、補助対象になるか。	「パッケージ型導入支援」としては対象外です。 新規導入の介護業務支援分野の機器については、「介護テクノロジー等の導入支援」の申請が可能です。	R7.7.11	連番17も参照
19	パッケージ型	介護業務支援が既に導入済みで、今回見守りの新規導入と併せて介護業務支援との連携を検討している場合は、双方連携に係る機器やその役割は、補助対象になるか。	新規導入の機器については、「介護テクノロジー等の導入支援」のメニューで、付帯経費として工事費や導入機器の運用に必要な経費は補助対象とすることが可能です。	R7.7.11	
20	パッケージ型	介護業務支援及び見守り機器が既に導入済みで、今回双方を連携させるために必要な連携機器とその役割は、補助対象になるか。	連携機器は主となる機器ではないため、その役割も含めて補助対象外です。	R7.7.11	
21	付帯経費	「保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）」は、付帯費用に含まれるか。	「重点分野に該当するテクノロジー」機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合は補助対象となります。	R7.7.11	補助基準額は変わらない点に注意
22	付帯経費	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。	補助金額については、使用権（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用権（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断します。 例えば、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、 当年度に全額支払った場合は全額が補助対象 となります。一方、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。 については、「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。	R7.7.11	赤字が前回補助金との変更点
23	付帯経費	6/23説明会において「導入する機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）については、1台あたり10万円以内の範囲で補助可」との説明があったが、この10万円以内は、補助額の中に含まれますか。それとも、補助額とは別に設定されるものですか。	付帯経費の中で情報端末を認めているため、補助額の中に含まれます。	R7.7.11	
24	介護ソフト	介護ソフト機能調査の結果はどこで確認できるか。	厚生労働省HP「介護テクノロジーの利用促進」(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo_ict.html)の「補助金参考資料」をご参照ください。	R7.7.11	
25	介護ソフト	介護ソフトのアップデートに要する費用は補助対象となるか。	機器の導入を伴わない、既存ソフト等のアップデートにかかる経費は補助対象外です。	R7.7.11	
26	介護ソフト	介護ソフトの改修に要する費用は補助対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については対象経費とします。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE 標準仕様」に対応するための改修	R7.7.11	
27	業務改善計画	業務改善計画の作成において、相談窓口への相談が必須となっておりますが、生産性向上推進セミナーの受講で代替することは可能ですか。	現時点で方法については、検討中です。 第2回セミナーまたは協議開始時までに改めて周知いたします。	R7.7.11	

連番	分類	質問	回答	回答日	備考
28	その他	予算が余った場合は、2次募集等を行う可能性はあるか。	7月実施予定の1次協議において、協議終了後、予算を消化しきっていない場合に2次募集を行う可能性はあります。 予算残額にもよりますが、2次募集を行う場合は、改めて要望調査を行うことはせずに、2次協議という形で県ホームページ上で周知を予定しております。	R7.5.12	機器等・展示体験会質疑応答を一部改変